

承認第13号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和7年5月19日提出

木津川市長 谷口 雄一

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年5月2日

木津川市長 谷口 雄一

記

令和7年度木津川市一般会計補正予算第2号について

令和 7 年度

一般会計補正予算第 2 号

京都府木津川市

令和 7 年度 木津川市一般会計補正予算第 2 号

令和 7 年度木津川市の一般会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,900 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37,079,928 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 5 月 2 日専決

木津川市長 谷口 雄一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
22 市債	
	1 市債
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,797,200	8,900	2,806,100
2,797,200	8,900	2,806,100
37,071,028	8,900	37,079,928

歳出

款	項
3 民生費	
	2 児童福祉費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
16,268,828	8,900	16,277,728
8,486,686	8,900	8,495,586
37,071,028	8,900	37,079,928

第2表 地方債補正

1. 変更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
保育施設改修事業	千円 2,900	証書 借入 又は 証券 発行	年4.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金 につい ては、その融 資条件によ り、銀行そ の他の場合 にはその債 権者と協定 するところ による。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借換す ることがで きる。	千円 11,800	補正前と 同じ	補正前と 同じ	補正前と 同じ
計	2,797,200	-	-	-	2,806,100	-	-	-

令和 7 年度

予算に關する説明書

(一般会計)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額
22 市債	2,797,200
歳入合計	37,071,028

(単位：千円)

補正額	計
8,900	2,806,100
8,900	37,079,928

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	16,268,828	8,900	16,277,728
歳出合計	37,071,028	8,900	37,079,928

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	8,900	0	0
0	8,900	0	0

2 歳入

22 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計
2 民生債	392,200	8,900	401,100
計	2,797,200	8,900	2,806,100

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉債	8,900	保育施設改修事業債・増

3 歳出

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		一般財源
				国府支出金	地方債	
5 保育施設費	4,054,177	8,900	4,063,077	8,900		
	(特定財源内訳)			8,900		
	保育施設改修事業債			8,900		
計	8,486,686	8,900	8,495,586	0	8,900	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	8,900	○保育施設管理事業費 空調設備改修工事費
		8,900